

新しい EPC 規定：更新料および補充欧州調査料の支払い

欧州特許条約（EPC）の 2 つの規定が、2018 年 4 月 1 日に発効する。1 つ目は、第 3 年度の更新料の支払いに関する規定であり、2 つ目は、一部の PCT 出願における補充欧州調査料の金額に関するものである。

1.1 欧州特許出願の更新料は、出願日の 2 年後から毎年、欧州特許庁（EPO）に対して支払わなければならない。ただし、第 3 年度の更新料は特許付与までに支払わなければならない、特許付与後の更新料は、欧州特許が有効な各国内レベルで支払わなければならない。今までは、EPO に支払うべき各更新料は納付期限に先行する 3 か月以内に、即ち出願日の応当日に当たる月の末日の 3 か月前から支払うことができた。新しい EPC 規則 51 は、第 3 年度の更新料に関してのみ、この前納期間を変更する。即ち、出願人は希望する場合には、納付期限に先行する 6 か月以内に第 3 年度の更新料を支払うことができる。今回の改正に伴い、値上げ前の支払いにより第 3 年度更新料の増額を回避したい出願人にとって、対応可能な期間が拡大される。この新しい規則は、第 3 年度更新料が 2018 年 4 月 1 日以降に支払われるあらゆる欧州特許出願に適用される。

1.2 2 つ目の規定は、別の種類の料金、即ち次のいずれかの特許庁が国際調査機関（ISA）であった PCT 出願の欧州広域段階への移行時に支払うべき調査料に関するものである：オーストラリア特許庁、日本特許庁（JPO）、韓国知的財産庁（KIPO）、ロシア連邦知的財産特許商標庁（ロシア連邦）、米国特許商標庁（USPTO）および中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）。これらの Euro-PCT 出願の場合、EPO により行われる補充調査の調査料を支払わなければならない、現在の金額は 1300 ユーロであるが、これまでは 190 ユーロ減額されていた。

EPO 管理理事会が 2017 年 12 月 13 日に下した決定により、この調査料の減額は現在取り消されている。経過規定に従い、2018 年 10 月 1 日までに補充欧州調査報告の調査料が期限内に減額された金額で支払われた場合、EPO の指令から 2 か月以内に不足額（即ち 190 ユーロ）を支払えば、当該調査料は有効に支払われたとみなされる。

欧州段階への移行を希望する PCT 出願人は、EPO を ISA として選択することを検討した方がよいかもしれない。例えば米国、日本またはロシアの出願人の場合には、受理官庁がこの選択肢を出願人に与えて

いる。それ以外の場合でも、欧州に子会社や支社がある出願人は、PCT 出願の共同出願人として欧州の子会社や支社を指定することにより、この選択肢が可能となる。このようにすれば、出願人は欧州段階への移行時に EPO に調査料を支払う必要がないため、欧州段階への移行時の費用を節約しながら、ISA としての EPO による高品質な調査の恩恵を受けることができる。さらに、EPO により発行された ISA 意見書において認定されたあらゆる特許可能な主題は、中国、日本、韓国、米国、オーストラリア、ブラジル、コロンビア、マレーシア、フィリピン、ロシア、ユーラシア特許庁、カナダ、イスラエル、メキシコおよびシンガポールにおいて PPH 試行プログラムに基づき出願審査を申請する際の根拠として用いることもできる。